

地域密着型介護老人福祉施設重要事項説明書

＜ 令和7年9月1日 現在＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-982-5000（午前9時～午後5時半まで）

担当 生活相談員

＊ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 地域密着型特別養護老人ホーム 第2清流苑 の概要

(1) 提供できるサービスの種類 介護老人福祉施設サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	地域密着型特別養護老人ホーム 第2清流苑
所在地	埼玉県日高市大字武蔵台 1-26-8
介護保険指定番号	1196300063

(3) 施設の職員体制

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名（兼）		サービス管理全般	1名
医師		名	1名	診療、健康管理等	1名
生活相談員		1名	名	生活上の相談等	1名
管理栄養士		1名（兼）	名	栄養管理等	1名
機能訓練指導員		1名（兼）	名	リハビリテーション・機能回復訓練等	1名
介護支援専門員		1名	名	サービス計画の立案・管理等	1名
事務職員		1名	名	一般事務・料金請求等	1名
看護・介護職員	看護師	1名	1名	医療、健康管理業務等	2名
	准看護師	1名	名		1名
	介護福祉士	3名	4名	日常介護業務等	7名
	1～2級修了者	1名	2名		3名
	3級修了者	0名	0名		0名
	その他	0名	2名		2名

(4) 施設の設備の概要

定員 20 名（全室ユニット型個室・2 ユニット）

食堂 2 室（各ユニットに 1 箇所）

浴室 各ユニットに小浴槽 1 箇所、その他特殊浴槽（臥床）があります。

相談室 1 室

3 サービス内容

①施設サービス計画の立案

介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画をたて、利用者又は御家族の方に説明し、同意をいただきます。

②食 事…

朝食 7 : 3 0 ～ 8 : 3 0

昼食 11 : 3 0 ～ 12 : 3 0

夕食 17 : 3 0 ～ 18 : 3 0

以上の他、おやつ湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂においておとりいただきます。

③入 浴…週に最低 2 回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、入浴介助または特別浴もしくは清拭となる場合があります。

④介 護…施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、口腔介助・体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い 等

⑤機能訓練…利用者の状況に応じ、機能訓練士の評価のもと、機能訓練を行います。

⑥生活相談…生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦健康管理

当施設では、嘱託医による健康管理及び看護師によるバイタルチェック・投薬等医療的管理を行っています。

⑧衛生管理及び感染対策

入所者と施設の衛生管理に努め、感染症が発生し、又は万全しないように下記の対策を講じます。

ア 感染症の予防及び蔓延防止のための対策検討委員会を設置し、定期的を開催しその結果について従業員に周知します。

イ 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。

ウ 感染症の予防及び蔓延防止のための研修を定期的実施します。

⑨緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は必要な緊急措置を行うとともに家族等の緊急連絡先に連絡します。体調の急変なども十分に考えられますので、連絡先は 2 ヶ所以上お届けいただき、日中夜間問わず連絡が取れる電話番号のご記入をお願いします。

⑩安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑪非常災害対策

当施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救助その他必要な訓練を行うものとします。

⑫業務継続計画の策定等について

- ア 感染症や非常災害発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。
- イ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ウ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

⑩事故発生の防止及び発生時の対応

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備いたします。
また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行います。

⑪身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及び保証人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

⑫虐待の防止のための措置

当施設は虐待の発生や再発を防止するため、以下の措置を実施します。

- ア 虐待の発生・再発を防止するための委員会を定期的を開催すること、及びその結果を担当する職員へ周知すること
- イ 担当の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。
- ウ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

⑬個人情報保護について

当施設は、利用者様の個人情報を適切に管理し、介護サービス提供に必要な範囲でのみ使用します。医療機関や行政など、連携が必要な場合を除き、ご本人またはご家族の同意なく第三者へ情報を提供することはありません。

⑭特別食の提供

当施設では、通常のメニューのほかに特別食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑮行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。

⑯日常費用の受入、保管管理及び支払代行

介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入、保管管理及び支払代行を申し込みいただきます。サービスご利用に際しては、別途「小口現金保管依頼書」の提出が必要となります。

⑰所持品等の保管

特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑱レクリエーション

当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。入所者様の意向・希望を伺いながら参加していただきます。

⑲その他のサービス

ア 通院サービス：医療的に必要な場合は、通院サービスが行われます。

料金は別途かかる場合があります。

体調やその時の様子などにより、受診の付き添いについてご連絡させていただく場合がありますので、ご了承下さい。

イ 理美容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

3日前までのご予約制となっております。詳しい内容は職員にご確認下さい。

ウ その他のサービス：介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービスの内容によっては別途料金がかかります。

4 利用料金（1割負担）

（1）基本料金

① 介護保険の自己負担額

・要介護1	692円
・要介護2	764円
・要介護3	840円
・要介護4	914円
・要介護5	985円（各1日あたり）

※ その他、一部負担金としては、看護体制加算（Ⅰ）イ12単位、看護体制加算（Ⅱ）イ23単位、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）18単位、科学的介護推進体制加算（Ⅰ）40単位、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月／所定の単位数に14%を乗じたもの）が加算されます。

1）入所後に1回のみ安全対策加算として20単位が加算されます。

また、入所後30日間に限り初期加算として1日30単位が加算されます。

30日を越える入院・外泊の後、再入所された場合も同様の取扱いになります。

- 2) 入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取扱いについては、1日につき246単位（1ヶ月あたり6日を限度）の自己負担があります。ただし、入院または外泊の初日及び、最終日は、除きます。
- 3) 身体拘束について
当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、規定に従い、ご家族様に説明書の同意を得る事とします。
身体拘束廃止未実施減算（所定単位数の100分の1に相当する単位を減算）
- 4) その他、経口維持換算（Ⅰ）400単位、経口維持加算〔Ⅱ〕100単位、療養食加算1回につき6単位、看取り介護加算（Ⅰ）（死亡日／1280単位、死亡日前日と前々日／680単位、3日前から30日前まで／144単位、死亡日31日前から45日前まで／72単位、退所時情報提供加算（Ⅱ）（1回／250単位）が該当する場合のみ加算されます。

※一定以上の所得がある方はサービスを利用した時の負担割合が2割もしくは3割となります。 介護保険負担割合証をご確認ください。

*看取り加算について

入所者が退所等する場合、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があります。

死亡前の入院・退所等の後も、継続して家族指導や医療機関に対する情報提供を行います。（入院・施設退所の際、入院先の医療機関から本人の情報を伝える事について、本人又は家族に対して同意を得ます。）

② 居住費（室料＋光熱水費）

一日あたり 2,560円

（居住費について負担限度額を受けている場合には、認定証に記載されている、居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

③ 食費（食材費＋調理費）

一日あたり 1,850円

（食費については負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

④ その他の料金等

- 1) 退所の場合にも料金が加算される場合があります。
- 2) 金銭管理費（1日／50円）、日常生活費、趣味活動、嗜好品、理美容にかかる代金、希望食、医療費（薬代含む）、イベント参加費、レクリエーション参加費は、実費となります。
- 3) 電気製品お持込みの場合、テレビ・冷蔵庫・電気毛布、各それぞれ電気代（1日／30円）をお願いします。（髭剃り・ドライヤーなどは除外とします。）
- 4) 居住費（入院・外泊時）
*外泊、又は入院時にお部屋を確保している場合（7日以上入院・外泊の場合）、居住

費（２，５６０円）は徴収させていただきます。

⑤ 支払方法

毎月、１０日頃に前月分の請求をいたしますので、請求を受けた日の属する月内にお支払いください。

お支払いいただきましたら、「利用料請求書兼領収証」の所定欄に領収印を押し、それを領収証とします。

お支払い方法は、（１）事務所窓口で直接お支払いいただく「現金払い」

（２）法人口座にお振り込みいただく「振込払い」

（３）ご指定の預貯金口座からの「自動引き落とし」

の中からお選び下さい。

「自動引き落とし」についてのみ、別途手続きが必要になります。

⑥ 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。

また、その他の料金につきましても、変更などが生じる場合はご説明させていただき、ご承諾をいただきます。

５ 入退所の手続

（１）入所手続

まずは、お電話等でご連絡をいただき、申込相談にお越し下さい。入所申込書類をお渡し致します。県の基準により優先順位を検討させていただきます。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）退所手続

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の３０日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合……その翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合は、所定の期間の経過を持って退所していただくことになります。
- ・利用者がお亡くなりになった場合……その翌日

③ 契約解除

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを支払期限までに支払うことがなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、３０日以内に支払わない場合には文書で通知の上、退所していただく場合がございます。
- ・事業者が防止策をとったにも関わらず、利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者、もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけたり、生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがある行為や、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了３０日前までに文書で通知いたします。

- ・利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所させていただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・上記①から③による退所が行われ、契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降ホームを利用することとなるときは、その利用に要する実費を請求します。

6 当施設のサービスの特徴等 別添の資料をご覧ください。

7 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所にご協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 武蔵台病院
 - ・住 所 日高市久保278-12
- ・協力医療機関
 - ・名 称 岡村記念クリニック
 - ・住 所 日高市栗坪230-1
- ・協力医療機関
 - ・名 称 旭ヶ丘病院
 - ・住 所 日高市森戸新田99-1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 武蔵台歯科医院（訪問歯科診療）
 - ・住 所 日高市武蔵台1-31-8

8 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 事務所にて面会簿に御記入下さい。
入所後もご家族様の愛情表現として多くのご面会の機会をお持ち頂ければと思います。尚、面会時間は7:00～20:00で、休業日はございません。
- ・外出・外泊 届け出が必要です。
事務所窓口へ届け出用紙を用意しておりますので、ご記入の上提出願います。尚、お食事のキャンセルやお預かりしているお薬をお渡しする準備の関係上、ご予約が決まり次第早めにご連絡ください。
- ・喫煙 施設建物及び敷地内は、禁煙となっています。
- ・飲酒 施設内、禁止です。
- ・火気の取扱い 厳禁です。
- ・金銭・貴重品の管理 御家族様管理でお願いします。
- ・宗教活動 他の入居者に影響をおよぼすような活動は禁止します。

- ・ペットの持ち込み 禁止です。

9 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先①		契約書の緊急連絡先①と同じ	
	氏名		
	住所		
	電話番号		
	続柄		
緊急連絡先②		契約書の緊急連絡先②と同じ	
	氏名		
	住所		
	電話番号		
	続柄		

1 0 第三者評価実施状況については、第三者評価は実施しておりません。

1 1 その他

介護保険制度で「要介護」3～5と認定された方々に入居・ご利用いただくこととなり、施設職員は、事故やお怪我の無いように十分注意を払って介護・生活援助にあたりますが、これまでの生活習慣とは異なる場所や周囲の方々とお過ごしいただく中で、転倒や嚥下(飲み込み)などの事故が起こる可能性が多々あること、また、既往症や現病、新たな疾患などにより、様態が急変してしまう可能性があることについて、ご理解いただいた上でご利用ください。

【第2 清流苑入所時リスク説明書】

当施設では利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- ☐ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ☐ 第2 清流苑は、生活の場であり、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲あっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ☐ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ☐ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ☐ 本人の全身状態が急変した場合、当施設看護師の判断で緊急に病院へ搬送を行うこともあります。夜間帯など看護師不在の中では対応に時間がかかる場合がございます。

このことは、ご自宅でも起こりうることで、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

私は、上記項目について、説明者の_____より、入所者の貴施設利用時のリスクについて説明を受け、十分に理解しました。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県日高市武蔵台 1－2 6－8

名称 地域密着型特別養護老人ホーム第 2 清流苑

説明者 生活相談員

氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から地域密着型特別養護老人ホーム第 2 清流苑についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

印

身元保証人 住所

氏名

印
